

市役所本庁 住民異動などが多い年度末・年度初めに



日曜開庁を実施します

開庁日時 3月30日(日)、4月6日(日)の9時～13時

開庁場所

市役所本庁 [☎ 22-1111(代表)]

※朝倉支所・杷木支所では行いません

窓口・問合せ先	取扱いできる手続き	発行できる証明書など
市民課 ☎ 22-1113	<ul style="list-style-type: none">●転入・転出・転居など住民異動届出の手続き ※次の手続きは取り扱いができない場合があります。<ul style="list-style-type: none">・他市町村に確認が必要な場合・海外からの転入・マイナンバーカード・住基カードを利用した転入●戸籍届出（出生・婚姻・死亡など）は預かりのみ ※終日、警備員室でお預かりします。●マイナンバーカード関係の手続き（申請・交付・暗証番号再設定など）	<ul style="list-style-type: none">●住民票・戸籍・印鑑登録証明 ※戸籍の広域交付は一部交付できない場合があります。 ※マイナンバーカードを持っている人は住民票・印鑑登録証明はコンビニでも発行できます。●印鑑登録（登録・廃止）手続き●マイナンバーカード関連手続き ※交付場所が朝倉・杷木の人は、3月21日（金）までにご連絡ください。
税務課 ☎ 28-7562 ☎ 28-7563	<ul style="list-style-type: none">●口座振替手続き（申請・解約）●軽自動車の登録・廃車の手続き（原動機付自転車・小型特殊自動車に限る） ※次の廃車手続きはできません。<ul style="list-style-type: none">・ナンバープレートのないもの・他市町村が交付したナンバープレート※日曜開庁では、申告相談はできません。	<ul style="list-style-type: none">●所得（課税）証明書●納税証明書●評価証明書、公課証明書、名寄帳の写し
福祉事務所 ☎ 28-7551	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「障害者手帳」「福祉サービス受給者証」「自立支援医療受給者証」の手続き	<p>※国・県や他の市役所などへの問い合わせが必要なものや、申請内容によって取扱いや受理できない場合があります。ご不明な点は、事前に市役所各窓口へお問い合わせください。</p>
子ども未来課 ☎ 28-7568	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「児童手当」の手続き	
保険年金課 ☎ 28-7558 ☎ 28-7560	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「国民健康保険」「子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療」「後期高齢者医療」の手続き ※国民年金に関する手続きはできません。	
介護サービス課 ☎ 28-7585	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「介護保険」の手続き	<p>※市営住宅入居者の、転入・転出・転居等住民異動届出は、市都市整備課での事前手続きが必要です。</p>
上下水道 サービスセンター ☎ 22-1119	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「下水道使用」の手続き●住民異動に伴う「水道使用」の手続き ※当日は、水道の開閉栓などで現地に行くことはできません。	<p>問 市市民課 (☎ 22-1113)</p>
健康課 ☎ 22-8571	<ul style="list-style-type: none">●住民異動に伴う「妊婦健康診査補助券交付」の手続き	



市外への転出を希望し、マイナンバーカードを持っている人は、「マイナポータル」アプリからオンライン申請することで、原則来庁せずに転出できます（別途、転入先自治体での転入手続きは必要です）。



右記のQRコード
から窓口の混雑状
況を確認できます。
▲「朝倉市なう」